

お知らせ

小型二輪を口座振替等で納付している方へ

5年から軽 JNKS システムにより、軽自動車検査協会が車検時に必要な納付情報を確認できるようになり納税証明書（継続検査用）の提示が原則不要になりました。7年度から、車検を要する小型二輪が軽 JNKS システム対応となったため、6月中旬に軽自動車税（種別割）を口座振替やスマホ、共通納税で納付している方へ送付していた納税証明書（継続検査用）の送付を廃止します。

※下記のケースは、軽 JNKS による納付確認ができないため、紙の納税証明書（継続検査用）が必要となる場合がありますので、その際は窓口での申請が必要になります。

納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない、中古車の購入直後、他の市区町村へ引越した直後、対象車両に過去の未納があるなどのケース。

☎市民部 税務課
☎81-2119



ぼくの、わたしの、おさがり交換会

- 日時 5月25日(日)、26日(月) 午前11時～午後3時
 - 場所 地域交流スペース ship
 - 入場料 無料
- ※不要になった子供服・靴・小物を当日お持ちください。(次の人が気持ちよく使える状態のものに限ります)
- ☎地域交流スペース ship
☎82-6110
- 

広告欄 Advertisement

自動車税種別割

自動車税種別割は、納期限が6月2日(月)までです。自動車税種別割は毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が納めることになっています。納期限であれば、全国の主なコンビニエンスストアでも納められます。

また、キャッシュレス決済アプリによる納付(LINEPay、PayPay等)インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。納税通知書は5月上旬に送りますので、転居等により届かない場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※自動車税種別割の減免制度一定の要件に該当する障害のある方のために使用される自動車税については、納税義務者の申請により自動車税種別割が減免される制度がありますので、6月2日(月)までに申請してください。

☎福島県中地方振興局県税部 課税第二課 ☎024-935-1261

学生納付特例制度

国民年金は20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。この制度を利用すると、将来の年金の受給権の確保だけでなく、万が一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保できます。制度の承認期間は4月から翌年3月までです。市民課、行政局、出張所で申請できます。また、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

☎市民部 市民課 ☎82-1112

ひきこもりサポート事業 居場所「ふらっと」

田村市社会福祉協議会は、ひきこもりに悩んでいる方やご家族、人や社会との関わりが苦手な方のための、居場所「ふらっと」を各町で週1回開催しています。

【船引町】

- 場所 地域交流スペース ship
- 日にち 5月7日(水)
- 内容 コミスポへ行こう

【滝根町】

- 場所 滝根公民館
- 日にち 5月14日(水)
- 内容 身体を動かそう

【大越町】

- 場所 おおごえふるさと館
- 日にち 5月21日(水)
- 内容 身体を動かそう

【都路町】

- 場所 都路保健センター
- 日にち 5月28日(水)
- 内容 身体を動かそう

◇予約不要、無料
◇時間 午後1時～4時
☎市社会福祉協議会 生活サポートセンター ☎68-3434




人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、6月1日を中心に、人権擁護委員が皆様の町で特設人権相談所を開設して人権相談に応じるなど、全国的な啓発活動を実施しています。

●特設相談所(午前10時～午後3時)
・6月3日(火) 市役所1階102会議室
・6月18日(水) 大越行政局

相談は無料で、秘密は厳守します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

「人権擁護委員の日」に限らず、電話相談を実施していますので、悩みごとがありましたら下記のダイヤルにお電話ください。

☎みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
☎子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
☎女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

金婚夫婦表彰

市老人クラブ連合会は、結婚して50年を迎える夫婦を対象に、金婚夫婦表彰を受け付けます。

●対象者
①昭和50年(1月1日～12月31日)に結婚された夫婦
②昨年までに申し込みをしなかったために表彰を受けていないご夫婦

●募集期限 7月4日(金)

●申し込み方法
・老人クラブ会員の方は所定の用紙に記入し、各単位老人クラブ会長に申し込みください。
・老人クラブに加入していない方は、田村市老人クラブ連合会にご連絡ください。

☎市老人クラブ連合会 (市社会福祉協議会本所) ☎68-3434

地域の身近な相談役「民生委員・児童委員」をご存じですか？

●5月12日(月)は「民生委員・児童委員」の日
民生委員・児童委員は日常生活での皆さんのさまざまな悩みごとや地域での課題に、「同じ地域の住民」という立場で相談に乗り、解決できるような行政への働きかけ、専門機関の紹介、必要なサービスへつなぐ橋渡し役として幅広い活動を行っています。民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員って どういう人なの？

厚生労働大臣から委嘱を受けた無報酬のボランティアで、非常勤の地方公務員に位置づけられています。働いている人や子育て中の方など、市内では105人の委員がそれぞれの地区で活動をしています。また、委員の中には子どもに関する問題を専門的に担当する主任児童委員もいて、市内では11人が活動しています。

日頃、どんな活動をしているの？

『見守り』
ひとり暮らし高齢者や障がいのある方の安否確認や、子どもたちへの声掛けなど、いつもと変わったことや生活上の心配ごとがないか、コミュニケーションを取りながら見守り、いつでも相談できる関係づくりをします。

『支える』
医療・介護の悩みや妊娠・子育ての不安、経済的な心配、子どもの不登校などで困っている人に寄り添い、親身になって相談に乗ります。

『つなぐ』
相談者に福祉サービスについてお知らせするほか、相談内容に応じて支援が受けられるよう、行政や関係機関への橋渡しをする「パイプ役」を担っています。

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273、各行政局市民係

田村市の人口

令和7年4月1日現在
総人口 **32,067**人
世帯数 **12,327**世帯
3月の出生数 **7**人
この数値は、令和2年国勢調査の確定値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。
※国・県の公表結果と異なる場合があります。

主な問い合わせ先

- 田村市役所 ☎963-4393
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2 ☎81-2111(代表) ☎81-2522
- ※時間外の緊急時連絡先 ☎81-1220
- ※市民の声専用ダイヤル ☎82-0066
- 滝根行政局 ☎963-3692
田村市滝根町神保字開場 118 番地 ☎78-2111(代表) ☎78-3710
- 大越行政局 ☎963-4192
田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1 ☎79-2111(代表) ☎79-2115
- 都路行政局 ☎963-4701
田村市都路町古道字本町 33 番地 4 ☎75-2111(代表) ☎75-2844
- 常葉行政局 ☎963-4692
田村市常葉町常葉字町裏 1 番地 ☎77-2111(代表) ☎77-2115

休日・延長窓口の開設案内

- 取扱業務…各種証明書の発行のみ【休日窓口】
 - 開設日…日曜日
 - 場所…田村市役所 本庁
 - 時間…午前8時30分～午後0時30分【延長窓口】
 - 開設日…毎週木曜日(祝日を除く)
 - 場所…田村市役所 本庁
 - 時間…午後5時15分～午後6時30分
- ※各行政局の延長窓口は廃止となりました。

上水道の窓口案内

- 上下水道局 上下水道課 ☎963-4312
田村市船引町船引字上川原 33 番地 ☎82-1527 ☎82-4564
- 漏水事故・水質異常がある場合は、ご連絡ください。
- 開栓・閉栓は平日(土日・祝日を除く)の午前9時～午後4時に行います。申込みは、3営業日前までの平日にご連絡ください。

オンライン申請はコチラ▶▶ 

暮らしの税情報

今月の納期限【6月2日(月)】

- 軽自動車税…全期
- 固定資産税…1期
- ☎市民部 税務課 ☎81-2119

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117) へ